

条件等 現況引き渡しとし、現所有者は修繕費等を一切負担しません、(売買の場合)引き渡し後の売主責任の免除特約を契約時に設定します、建築基準法上の接道要件を満たさないため再建築できません、買主が除却する場合空家等対策推進助成金(最大60万円)を受けられる可能性有、金額交渉に応じます、昭和42年新築(木造平屋延べ床65.64㎡)し昭和53年に増築(木造2階延べ床111.75㎡)、玄関横のトイレはタンクを新設で使用可能 境界未確定